簡易評価型プロポーザル提案書評価要領

(長岡市立保育園・幼稚園・認定こども園連絡配信システム導入・運用業務)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により、長岡市立保育園・幼稚園・認定こども園連絡配信システムを選定する際の提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、長岡市保育園等連絡配信システム選考委員会 (以下、「選考委員会」という。) を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、保育課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から最も優秀で本市の要求にあった事業者1社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内とし、準備・片付け各10分、45 分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行 う。
- (3) 提案書及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの(小数第2位を四捨五入)を事業者の評価 点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がいない場合は、最多得票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。

4 選考評価基準

評価項目		配点
企画提案書記載事項		140
	1 導入にあたって	20
	2 提案システムについて	70
	3 運用保守について	25
	4 その他事項について	25
業務実績報告書		40
提案見積書		20
合計		200